

令和4年1月14日

自然電力株式会社
代表取締役 長谷川 雅也 様

日本野鳥の会熊本県支部
支部長 田中 忠
〒861-8064
熊本県熊本市北区八景水谷 3-7-38

公益財団法人 日本野鳥の会
理事長 遠藤 孝一
〒141-0031
東京都品川区西五反田 3-9-23 丸和ビル

(仮称) 動鳴山風力発電事業 環境影響評価準備書に対する意見書

貴社が作成された(仮称)動鳴山風力発電事業 環境影響評価準備書(以下、準備書という)に対し、下記のように意見を提出いたします。

記

(1) 対象事業実施区域周辺の自然環境および鳥類全般について

対象事業実施区域(以下、計画地という)およびその周辺はシイ・カシなどの広葉樹とスギ・ヒノキの針葉樹が入り混じった混合林である。熊本県内でも数少ないサシバを頂点とする生態ピラミッドが維持されており、谷川から開けた水田には、は虫類や両生類が多数生息し、ため池などではオシドリの越冬が確認されるなど、日本でもっとも保全と維持が必要な里山環境が残る重要な地域のひとつである。

そのことは、貴社の調査結果の表10.1.4-11で16目39科98種を報告している通り、春夏秋冬を通して30~40種の鳥類の生息が確認されていることから明らかであり、希少猛禽類調査の結果の表10.1.4-18で、繁殖期にサシバが53回観察されていることから裏付けられている。サシバは環境省による生物多様性保全上重要な里地里山の選定基準にもなっていることから、営巣位置や繁殖成績など繁殖実態を今後も調査をして明らかにすべきである。また、環境省による「サシバの保護の進め方」に沿った対応を検討すべきである。

また、調査結果から、計画地は熊本県で絶滅危惧IB類に指定されるハチクマと準絶滅危惧のツミなどの行動圏となっている。風力発電施設(以下、風車という)の建設に係る資機材等の搬入搬出路の設置や拡幅工事により、計画地およびその周辺にあるそれらが暮らす豊かな自然環境に重大な負荷をかける恐れがある。

さらに、天草上島と天草下島の海岸域一帯は、多くの鳥類の渡りおよび移動の経路となっており、国内において非常に重要な地点である。それらのことから、計画地で風車の建設を検討するのであれば、任意観察調査や渡り調査をさらに充実させて、鳥類等の自然環境の利用状況を詳細に把握したうえで影響を再度評価し、その結果を公表する必要がある。

(2) 任意観察調査・ポイントセンサス法調査の結果について

現地調査のうち任意観察調査・ポイントセンサス法調査を行っているが、その調査時

期が4月、8月、10月、1月となっている。これでは現地の鳥類の状況を把握するには時期が適切ではない。特に鳥類の繁殖期である5月から7月に実施していない点は重大な問題である。鳥類の一般的な生態を知っていれば、当然、6月および7月は繁殖期として調査を実施すべきであることから、貴社による鳥類調査では繁殖期のデータが不十分であり、影響評価において誤った結果を導出することは必至である。特に表 10.1.4.11 の調査結果に挙げられている鳥類については、繁殖期の生息状況を知ることは影響を評価するうえで重要である。計画地においては熊本県で絶滅危惧 IA 類のコマドリや絶滅危惧 II 類のサンコウチョウ、準絶滅危惧のオオルリ、要注目種のキビタキなど希少な鳥を記録していることから、貴社が計画地で風車の建設を検討するのであれば、繁殖期における鳥類の生息状況を、再度詳細に把握したうえで影響を評価し直し、その結果を公表する必要がある。

(3) 希少猛禽類調査について

表 10.1.4-17 の猛禽類調査結果から、計画地における猛禽類が 10 種記録され、その数も多い。前述した通りサンバの繁殖地であることはまちがいなく、ミサゴは海岸線だけでなく、天草地域においては山頂に近い岩場での繁殖も確認されている。さらに、冬季のハイタカとノスリの計画地内での飛翔も数多く記録されていることから、風車建設によるバードストライク事故の発生が大いに危惧され、その回避は非常に難しいと考える。

(4) 鳥類の渡り時の移動経路調査について

① 猛禽類および一般鳥類の渡りについて

猛禽類および一般鳥類の渡り時の移動経路調査は、定点観察法により 9 月、11 月、2 月、3 月、4 月となっている。これについても現地の鳥類の状況を把握するには時期が適切ではなく不十分である。特に鳥類の渡り時期とすべき 10 月に実施していない点は前述の通り重大な問題である。貴社による鳥類調査では渡り時期のデータが不十分であり、これについても影響評価において誤った結果を導出することは必至である。表 10.1.4-24 から、特に計画地においてアカハラダカが 7 地点のうち 4 地点で 9 2 7 羽も通過している点は注目すべき事実である。経産大臣意見書でもアカハラダカの主要な渡りルートの可能性が指摘されている通りである。また、前述のハチクマとツミの飛翔もそれぞれ 3 地点で確認されるなど希少な鳥の通過も明らかとなっている。さらに、St.3 と St.4 でサンバ 6 羽が渡りとして記録されているが、サンバの渡りは 10 月であることを考えると、9 月中旬の調査では繁殖定住の個体と考えるのが妥当である。

高度区分別の渡り状況の表 10.1.4-25 を見ても、準備書で言うところの高度 M など飛行高度が風車のブレードの高さと重なる可能性も大きく、バードストライクが発生するリスクが高い。このように、猛禽類および一般鳥類の渡り時の移動経路は計画地上にあり、また、貴社の調査結果よりも経路の幅が広いと予想されることから、さらに詳細な鳥類の渡り時の移動経路調査を再度実施したうえで、影響を評価する必要がある。

② ツル類の渡りについて

経産大臣意見書でもツルの主要な渡りルートについて指摘されているが、表 10.1.4-24 でツルの渡りが St.6 で 125 羽確認されている。天草上島と下島の境が通過ルートであることはこれまでも知られていることから、強い西風に押されると計画地を通過する危険性は十分に考えられる。表 10.1.4-70 (2) 重要な鳥類への影響予測(ナベヅル)について、「風力発電機の周辺には迂回可能な空間が確保されていることから、移動経路の遮断・阻害の可能性は小さいと予測する。」としているが、ツル類などの大型鳥類は、渡り時において、天候がよく視界が良い日には、風車から数 km 手前からでも風車を避けて飛ぶなど障壁影響が生じること、そして、それによる移動経路の変更や消滅が起きることが国内外の事例により知られている。また、ツル類は空中での飛行操作性が低いた

め、視界不良の気象状況下では、飛行高度が下がり、風車のブレードを発見してもすぐに回避することができないため、移動経路上に風車を建設すると、バードストライクが発生する可能性が高い。

なお、特に秋の渡り時には夜間でもツル類が渡っていることが知られているため、貴社がさらにツル類の渡り時の移動経路について夜間調査を追加して実施すべきである。

特に、出水市に飛来するツルは「鹿児島県のツルおよびその渡来地」として国の特別天然記念物に指定されている。計画地周辺は、熊本県でも準絶滅危惧に指定されるナベヅルとマナヅルの飛行ルートとの直近であることから、貴社の調査で確認されたナベヅル4羽とツル類121羽は、これらのツル類の一部であると考えられる。貴社が計画地で風車の建設を検討するのであれば、さらに詳細に把握したうえでの影響評価と具体的な保全対策や事故が起きた場合の対応策と責任を明記して公表する必要がある。これからの風車建設は、SDGsの考え方からして、「作る責任 見守る責任」なくしては行方べきではない。これらのことから、貴社はツル類の移動経路上に風車を建設すべきではない。

(5) 事後調査について

貴社は、10.3.1で事後調査を計画し、表10.3.1(1)において「バットストライク・バードストライクに関する調査」を稼働後1年間実施し、調査後は専門家の意見を踏まえて継続の可否を判断するとしている。発電所アセス省令第31条第1項の規定によらずとも、下記に提案する事後調査を実施し、および影響が生じた場合には順応的管理の手法等に頼らず、下記の環境保全措置を講ずるべきである。

① サシバの繁殖への影響確認について

公開された準備書では、サシバの繁殖が十分に評価されているか不明である。サシバの繁殖状況について事後調査と事前の調査結果との比較を行い、必要に応じて稼働制限等の措置を検討すべきである。

② 死骸探索調査について

工事中と稼働後1年間の鳥類の調査を行うこととしているが、死骸探索調査において希少種の衝突事例を確認した場合は、渡りの時期が終了するまで、それらの鳥類が衝突死したと考えられる風車およびその周辺の風車の稼働を停止したうえで、それが生じた原因を解明し、その後の保全措置を講じるべきである。

③ 飛翔状況確認調査について

貴社が建設した風車が運転開始した後、最低でも2年間はツル類および希少猛禽類の飛翔状況を調査し、風車建設後に移動経路や繁殖地利用がどのように変化したかを調査すべきである。また、もしそれらの鳥類について障壁影響を含む生息地放棄等の影響が生じている場合には、影響を発生させたと考えられる風車およびその周辺の風車の稼働を停止したうえで、それが生じた原因を解明し、その後の保全措置を講じるべきである。

④ 累積的影響評価について

計画地周辺には貴社の他に、苓北風力発電事業の計画がある。自社の計画地における影響評価を実施するだけでなく、他社とも互いに情報を共有して累積的影響を評価するという視点で、ツル類やその他の繁殖する希少種、および一般種や渡り鳥等を含めて風車の建設が天草地域一帯の鳥類に与える影響を評価すべきである。

(6) アセス図書の縦覧方法について

貴社によるアセス図書の公開方法が不十分なため、地域の利害関係者に周知されていないことから、地域住民等が事業内容を十分に把握できず、事業実施後に地域で混乱が生じる可能性がある。

① 周知方法の問題点

環境影響評価図書の縦覧と意見書の募集に係る周知は、貴社および熊本県のホームペ

ージや環境影響評価情報支援ネットワークに限らず、地域での回覧やポスター掲示、チラシ配布、その他の関係機関のHP上での掲載など、より多くの人に周知するよう最大限の努力をすべきである。

② 閲覧方法の問題点

アセス図書の閲覧は、環境影響評価法により定められているとは言え、縦覧期間が1～2か月と短く、また、縦覧場所も限られており、インターネット上で閲覧は可能であるが、印刷ができないことが不便である。数百ページもあるアセス図書を縦覧場所、またはパソコン上のみで閲覧しながら意見書を作成することは、現実的ではない。作成した意見書の内容の誤りの有無をアセス図書と整合して確認するのに、パソコン上では不合理である。アセス図書の内容が、実際の計画地の状況と齟齬がないかを地域住民や利害関係者等が精査できることこそが、環境影響評価の信頼性を確保し、地域住民等との合意形成を図るうえで不可欠である。そのため、閲覧可能期間に限らず、縦覧期間後も地域の図書館などで、アセス図書を常時閲覧可能にし、また、随時インターネットでの閲覧とダウンロード、印刷を可能にすべきである。すぐにはアセス図書を常時公開することが難しいようであれば、多くの事業者が実施しているように、関係する自然保護団体等に紙媒体でのアセス図書を提供すべきである。

以上